

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

目次	ページ
告示	
結核予防法による医療機関の指定(七三八・能代保健所)	1
保安林の指定解除予定通知(七三九・森林整備課)	1
大規模小売店舗の新設に関し聴取した意見の概要(七四〇・商工業振興課)	1
平成十七年度後期技能検定(特級・一級・二級・三級及び単一等級)の実施(七四一・労働政策課)	2
都市計画の変更による送付図書の縦覧(七四二・都市計画課)	5
道路区域の変更(七四三・道路課)	5
道路区域の変更及び供用開始(七四四、七四五・道路課)	6
道路の供用開始(七四六・道路課)	6
公告	
土地改良区の役員の退任及び就任の届出(仙北地域振興局農林部)	7
特定調達契約に係る落札者の決定(管財課)	7
教育委員会告示	
教育委員会会議の開催(一四・教育庁総務課)	7

## 告 示

秋田県告示第七百三十八号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の五第一項の規定に基づき、告示する。

平成十七年九月二日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
おおたファミリ ークリニック	能代市通町七番十五号	平成十七年九月二日

秋田県告示第七百三十九号

農林水産大臣から次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。

平成十七年九月二日

秋田県知事 寺田典城

- 一 解除予定保安林の所在場所  
北秋田市本城字寺ノ沢一の一・一の三・一の九・一の二二・二〇七(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)
  - 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
  - 三 解除の理由 道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林整備課及び北秋田地域振興局農林部並びに北秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第七百四十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の新設に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十七年九月二日

秋田県知事 寺田典城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
大曲飯田ショッピングセンター  
秋田県大仙市飯田字屋舗通八十一 一外
- 二 大仙市長の意見

- (一) 住宅地に隣接することから、騒音防止計画に基づき環境基準を厳守するとともに、更に騒音レベルの軽減に努めること。また、騒音及び大気汚染防止の観点から、駐車場内におけるアイドリングストップを徹底すること。
- (二) 周辺住宅環境の保全のため、ゴミ保管室等からの異臭防止など、廃棄物処理計

画に基づき周辺環境への問題には万全を期すこと。また、敷地内の側溝を含め、排水路の清掃に心がけること。

- (三) 深夜営業は、周辺住民の生活環境に影響を与えることが予想されることから、苦情または相談等があった場合には、速やかに問題の解決のため、必要な措置を講ずること。
- (四) アクセス路線となっている市道飯田線(都市計画街路)は交通量が多く、また市道笑ノ口団地一号線は地域住民の生活道路となっているため、交通事故を未然に防ぐ観点から、車輛の出入りに関して、混雑時には来客者だけでなく地域住民にも適切な誘導を行うこと。
- 三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要  
意見書の提出なし
- 四 関係書類の縦覧場所及び期間

- (一) 縦覧場所  
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室  
大仙市役所 農林商工部商工観光課  
縦覧期間  
平成十七年九月二日から同年十月二日まで

秋田県告示第七百四十一号  
職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第四十六条第二項の規定により、次のとおり平成十七年度後期技能検定(特級、一級、二級、三級及び単一等級)を実施するので、職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)以下「令」という。)第六十六条第三項の規定に基づき、公示する。  
平成十七年九月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 等級別実施職種(作業)
- (一) 特級について実施する職種  
鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造
- (二) 一級及び二級について実施する職種(作業)  
さく井(ロータリー式さく井工事作業)、鉄工(構造物現図作業)、工場板金(機械板金作業及び数値制御タレットパンチプレス板金作業)、機械検査(機械検査作業)、機械保全(機械系保全作業、電気系保全作業及び設備診断作業)、

電気機器組立て(シーケンス制御作業)、半導体製品製造(集積回路チップ製造作業及び集積回路組立て作業)、自動販売機調整(自動販売機調整作業)、鉄道車両製造・整備(鉄道車両点検・調整作業)、空気圧装置組立て(空気圧装置組立て作業)、油圧装置調整(油圧装置調整作業)、農業機械整備(農業機械整備作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服パターンメイキング作業及び婦人子供既製服縫製作業)、和裁(和服製作作業)、石材施工(石材加工作業)、パン製造(パン製造作業)、菓子製造(洋菓子製造作業及び和菓子製造作業)、酒造(清酒製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、配管(建築配管作業及びプラント配管作業)、厨房設備施工(厨房設備施工作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業)、カーテンウォール施工(金属製カーテンウォール工事作業)、ガラス施工(ガラス工事作業)、機械・プラント製図(機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業)、電気製図(配電盤・制御盤製図作業)、金属材料試験(組織試験作業)、塗装(鋼橋塗装作業)及び舞台機構調整(音響機構調整作業)

- (三) 三級について実施する職種(作業)  
機械検査(機械検査作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業及びシーケンス制御作業)、建築大工(大工工事作業)、配管(建築配管作業)、機械・プラント製図(機械製図手書き作業)及び電気製図(配電盤・制御盤製図作業)
- (四) 単一等級について実施する職種(作業)  
製麺(機械生麺製造作業)、樹脂接着剤注入施工(樹脂接着剤注入工事作業)、バルコニー施工(金属製バルコニー工事作業)
- 二 試験方法  
等級別実施職種ごとに実技試験及び学科試験を行う。
- 三 試験の期日及び場所
- (一) 実技試験
- (1) 期日  
平成十七年十一月二十五日(金)から平成十八年二月十九日(日)までの間において、秋田県職業能力開発協会が指定する日。
- (2) 場所  
秋田県職業能力開発協会から通知する。
- (3) 問題の公表

(二) 実技試験の問題は、平成十七年十一月十八日(金)に公表し、当該職種の実技試験の受検者に秋田県職業能力開発協会から送付する。ただし、一部の職種については、公表しない。  
 (一) 学科試験  
 期日

平成十八年 二月一日(水)	一級及び二級 舞台機構調整(音響機構調整作業)	期 日	平成十八年 一月二十九日 (日)	ア 一級及び二級 機械検査(機械検査作業)、電気機器組立て(シーケンス制御作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服パターンメイキング作業及び婦人子供既製服縫製作業)、菓子製造(洋菓子製造作業及び和菓子製造作業)、配管(建築配管作業及びプラント配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、ガラス施工(ガラス工事作業)及び金属材料試験(組織試験作業) イ 三級 機械検査(機械検査作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業及びシーケンス制御作業)及び配管(建築配管作業)	等 級 及 び 職 種 ( 作 業 )
平成十八年 二月五日(日)	ア 特級 鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造 イ 一級及び二級 さく井(ロータリー式さく井工事作業)、鉄工(構造物現図作業)、工場板金(機械板金作業及び数値制御タレットパンチプレス板金作業)、自動販売機調				

四 受検資格  
 (一) 特級  
 (2) 場所  
 秋田県職業能力開発協会から通知する。

平成十八年 二月十二日(日)	ア 一級及び二級 機械保全(機械系保全作業、電気系保全作業及び設備診断作業)、半導体製品製造(集積回路チップ製造作業及び集積回路組立て作業)、和裁(和服製作作業)、厨房設備施工(厨房設備施工作業)及び電気製図(配電盤・制御盤製図作業) イ 三級 電気製図(配電盤・制御盤製図作業)	ウ 三級 建築大工(大工工事作業)及び機械・プラント製図(機械製図手書き作業) 工 単一等級 樹脂接着剤注入施工(樹脂接着剤注入工事)、バルコニー施工(金属製バルコニー工事作業)	(自動販売機調整作業)、鉄道車両製造・整備(鉄道車両点検・調整作業)、空気圧装置組立て(空気圧装置組立て作業)、油圧装置調整(油圧装置調整作業)、農業機械整備(農業機械整備作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、石材施工(石材加工作業)、パン製造(パン製造作業)、酒造(清酒製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業)、カーテンウォール施工(金属製カーテンウォール工事作業)、機械・プラント製図(機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業)及び塗装(鋼橋塗装作業)
-------------------	---	--	--

- 令第六十四条の規定に該当する者
  - 一級
  - 令第六十四条の二の規定に該当する者
  - 二級
  - 令第六十四条の三の規定に該当する者
  - 三級
  - 令第六十四条の四の規定に該当する者
  - 単一等級
  - 令第六十四条の六の規定に該当する者
- 五 受検申請に必要な書類  
技能検定受検申請書
- (二)(一) 実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除を受けようとする場合は、その免除を受ける資格を有することを証する書面又はその写し
- 六 受検申請書用紙の交付
  - (一) 期間  
秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除き、平成十七年九月二(金)から同年十月七日(金)まで。
  - (二) 場所  
秋田市向浜一丁目二番一号 秋田県職業能力開発協会  
郵送で交付を求める場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、百四十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒(角形三号)を同封すること。
- 七 受検申請書の受付
  - (一) 期間及び時間  
県の休日を除き、平成十七年九月二十六日(月)から同年十月七日(金)までの午前八時三十分から午後五時まで。  
郵送の場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書きし、書留郵便によることとし、締切日までの消印があるもの限り受け付ける。
  - (二) 場所  
秋田市向浜一丁目二番一号 秋田県職業能力開発協会
- 八 受検手数料
  - (一) 額  
(1) 実技試験

検定職種	手数料	検定職種	手数料
特級 全職種	一五、七〇〇円		
一級、二級及び三級 さく井	一五、七〇〇円	鉄工	一五、七〇〇円
工場板金	一五、七〇〇円	機械検査	一三、〇〇〇円
機械保全	一五、七〇〇円	電気機器組立て	一五、七〇〇円
半導体製品製造	一五、七〇〇円	自動販売機調整	一五、七〇〇円
鉄道車両製造・整備	一五、七〇〇円	空気圧装置組立て	一五、七〇〇円
油圧装置調整	一五、七〇〇円	農業機械整備	一五、七〇〇円
冷凍空気調和機器施工	一五、七〇〇円	婦人子供服製造	一三、〇〇〇円
和裁	一、五〇〇円	石材施工	一五、七〇〇円
パン製造	一五、七〇〇円	菓子製造	一五、七〇〇円
酒造	一五、七〇〇円	建築大工	一五、七〇〇円
かわらぶき	一五、七〇〇円	配管	一五、七〇〇円
厨房設備施工	一五、七〇〇円	型枠施工	一五、七〇〇円
鉄筋施工	一五、七〇〇円	コンクリート圧送施工	一五、七〇〇円
防水施工	一五、七〇〇円	カーテンウォール施工	一五、七〇〇円
ガラス施工	一五、七〇〇円	機械・プラント製図	一、五〇〇円
電気製図	一、五〇〇円	金属材料試験	一五、七〇〇円
塗装	一五、七〇〇円	舞台機構調整	一五、七〇〇円
単一等級 製麺	一五、七〇〇円		
樹脂接着剤注入施工	一五、七〇〇円	バルコニー施工	一五、七〇〇円

ただし、三級を受検する者であって、受験申請時に、検定職種に関する職業訓練を受講しているもの又は職業高校、高等専門学校、短期大学、大学若しくは厚生労働大臣が指定する各種学校若しくは専修学校における検定職種に関する学科に在学しているものの三級受検手数料は、次のとおりとする。



機械検査	八、七〇〇円	電気機器組立て	一〇、五〇〇円
建築大工	一〇、五〇〇円	配管	一〇、五〇〇円
機械・プラント製図	七、七〇〇円	電気製図	七、七〇〇円

(二) 学科試験 三、一〇〇円  
納付方法

- (1) 技能検定受検申請書提出の際、納付すること。  
(2) 実技試験又は学科試験の免除を受ける場合は、当該試験に係る受検手数料の納付は要しない。  
(3) 受検申請書を受理した後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合には、受検手数料は返還しない。

九 合格者の発表等

- (一) 技能検定合格者発表  
平成十八年三月十四日(火)に合格者の受検番号を秋田県庁正面公告板に掲示するとともに、合格者には書面で通知する。  
(二) 一部合格者への通知  
実技試験又は学科試験に合格した者については、秋田県職業能力開発協会が書面で通知する。  
(三) 技能検定合格証書等の交付  
特級、一級又は単一等級の合格者には厚生労働大臣名の、二級又は三級の合格者には知事名の合格証書が交付される。  
このほか、厚生労働大臣から、特級合格者には特級技能士章、一級合格者には

一 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
県 道	新	仙ノ台松山線	能代市松山字高瀬堀五番一地从先から字川向一〇五番一地从先まで	一三・〇〇〇～三三・〇〇〇	一・四四二
	旧	仙ノ台松山線	A 能代市松山字高瀬堀三八番地先から字松山町七三番三地从先まで B 能代市松山字高瀬堀五番一地从先から字川向七一番四地从先まで	五・〇〇〇～一六・五〇〇 一三・五〇〇～三三・〇〇〇	一・四一五 一・四〇七

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

一級技能士章、二級合格者には二級技能士章、三級合格者には三級技能士章、単一級合格者には単一等級技能士章がそれぞれ交付される。  
十 受検についての問い合わせ先  
産業経済労働部労働政策課(電話〇一八 八六〇 一三三三)又は秋田県職業能力開発協会(電話〇一八 八六二 三五一〇)

秋田県告示第七百四十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、十文字町長から都市計画の図書の写しの送付があつたので、都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。  
平成十七年九月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 縦覧に供すべき図書

十文字都市計画墓園(十文字墓園)の変更の総括図、計画図及び計画書

二 縦覧場所

秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第七百四十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
平成十七年九月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
- 期間 平成十七年九月二日から同月十五日まで

秋田県告示第七百四十四号

一 道路の区域及び供用開始の区間

県道	道路の種類		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
			秋田天王線	秋田市茨島三丁目一四番二地先内		一九・〇〇〇～二三・五〇〇	〇・〇四〇
			秋田天王線	"		一九・〇〇〇～二五・〇〇〇	〇・〇四〇

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。  
平成十七年九月二日

秋田県知事 寺田典城

- 二 供用開始の期日 平成十七年九月二日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
- 期間 平成十七年九月二日から同月十五日まで

一 道路の区域及び供用開始の区間

県道	道路の種類		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
			比内大葛鹿角線	大館市比内町独鈷字炭谷五五番二地先から六九番地先まで		六・五〇〇～二二・〇〇〇	〇・二六〇
			比内大葛鹿角線	"		八・五〇〇～一六・〇〇〇	〇・二六〇

秋田県告示第七百四十五号  
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。  
平成十七年九月二日

秋田県知事 寺田典城

- 二 供用開始の期日 平成十七年九月二日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
- 期間 平成十七年九月二日から同月十五日まで

秋田県告示第七百四十六号  
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
平成十七年九月二日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	百五号	北秋田市米内沢字羽貫谷地一番二地先から 七日市字中道岱三一番一地先まで

- 二 供用開始の期日 平成十七年九月二日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)(一) 場所 建設交通部道路課  
期間 平成十七年九月二日から同月十五日まで

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、秋田県西仙北土地改良区から次のとおり役員（の退任及び就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。  
平成十七年九月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 退任理事の住所及び氏名

- 大崎市神宮寺字八石三七番地 高橋利雄
- 大沢郷宿字宿八七番地二 齋藤繁吉
- 土川字半道寺二番地 佐藤浩康
- 土川字上野三番地 阿部博安
- 大沢郷宿字丸山二八番地 佐藤和幸
- 大沢郷寺字皆別当三三番地 戸島昇
- 就任理事の住所及び氏名
- 大崎市大沢郷宿字宿八七番地二 齋藤繁吉
- 刈和野字竹花七番地 高橋博
- 大沢郷宿字丸山二八番地 佐藤和幸
- 神宮寺字八石三七番地 菅原悦雄
- 北櫛岡字上竜蔵台八一番地 菅原悦雄
- 大沢郷寺字寺村前田一番地三 佐藤敬一
- 大沢郷寺字皆別当三三番地 戸島昇
- 土川字半道寺二番地 佐藤浩康

一 大崎市大沢郷宿字下新田六五番地一

- 土川字次第森三八六番地 鎌田哲茂
- 退任監事の住所及び氏名 村田哲寿
- 大崎市円行寺字大場台十番地 佐々木 慧
- 刈和野字山北ノ沢二一番地一 斎藤正夫
- 就任監事の住所及び氏名 後藤健敏
- 大崎市土川字高林二十番地三 齋藤幸雄
- 大沢郷宿字宿五一番地 太田忠一
- 刈和野字高屋敷二一番地 佐々木 慧
- 円行寺字大場台十番地

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成十七年政令第三百七十二号）第十一條の規定に基づき、公示する。  
平成十七年九月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 落札に係る物品の名称及び数量

- 電子計算組織 四式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
- 三 落札者を決定した日 平成十七年八月十九日
- 四 落札者の名称及び住所 株式会社北都情報システムズ 秋田市山王三丁目四 二二三
- 五 落札金額 二千六百六十七万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日 平成十七年七月一日

教 育 委 員 会 告 示

秋田県教育委員会告示第十四号  
次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成十七年九月二日

秋田県教育委員会委員長 渡部 聡

一 日時 平成十七年九月六日 午前十時四十分

二 場所 教育委員会委員室

三 案件

(一) 秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案

(二) 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案

(三) 公立幼稚園の設置者変更の認可

(四) 県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則案

(五) 秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則案

(六) その他

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田県山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(862)八七六六  
FAX(863)〇〇〇五  
E-mail:matsubara@matsubaranatsus.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原印刷社